

## 7 特別障害給付金制度の周知について

特別障害給付金制度については、平成17年4月1日から施行されており、制度の周知については、障害保健福祉部企画課通知（平成18年8月7日付け障企発第0807001号（別添参照））により依頼しているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。

(別添)

障企発第 0807001 号  
平成 18 年 8 月 7 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課長

### 特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成 17 年 4 月 1 日より特別障害給付金制度が施行され、一年余りが経過したところであります。

これまで、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成 16 年法律第 166 号）が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知をお願いしてきたところですが、平成 18 年 5 月 12 日付けの事務連絡にて、各都道府県及び各市区町村における特別障害給付金制度の周知の状況を調査させていただいたところ、参考 1、2 の通り未だ不十分な状況にあります。

つきましては、以下の周知方法によるほか、障害者の方々に対する各種情報提供や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくようお願い致します。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

#### （周知方法の参考例）

- ① 窓口でのチラシ等の配布や広報紙等への掲載
- ② ホームページへの掲載
- ③ 障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知
- ④ 市区町村における窓口の設定や担当職員への周知

なお、別添に周知用案文例を添付しましたので、周知用パンフレット等の作成等にご活用下さい。

(周知用案文例)

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（平成18年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額49,850円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額39,880円

○支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

○経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行っています。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

## 8 障害者保健福祉推進事業について

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。このため、平成19年度においては、平成18年度から行われてきた本事業の予算を更に増額し、障害者の自立支援の充実のための先駆的、革新的なモデル事業等に対して所要の助成を行うこととしているので、各地域において策定した障害福祉計画の推進を図る観点等も踏まえ、以下の事項に留意の上、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

### (1) 目的

本事業は、障害者自立支援の充実のための先駆的、革新的なモデル事業等に対して所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

### (2) 事業の実施主体

- ① 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ② 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

### (3) 事業の区分

#### ○ 障害者自立支援調査研究プロジェクト

平成18年度と同様、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的・革新的な試行的取組について、幅広く対象とする。

なお、平成19年度においては、上記のうち政策的な観点等から特に実施を推奨するテーマ（事業）をいくつか指定し、一般分とは別枠で採択する予定である（指定テーマに関する事業については、原則として一般分の採択対象としない。）。具体的な指定テーマ等は実施協議の通知時に提示するが、いずれにせよ現時点で考えられる事業例は以下のとおりである。

- 障害者の就労支援の充実や就業率向上に資する訓練プログラムに関するもの
- 地域における福祉、雇用、教育等とのネットワーク構築等の環境整備に関するもの
- 精神科病院入院患者の早期退院・地域生活移行に関するもの
- 三障害を一体的に受け入れる事業の展開に関するもの
- 障害者に対する社会的偏見の是正、差別・虐待防止、成年後見等の権利擁護を推進するもの

- 重度障害者の地域生活を支えるための調査研究・試行的事業
- 障害者と高齢者の相談支援を一体的に実施するなど、対象者のユニバーサル化に資するもの
- IT技術を活用した障害者福祉サービスの高度化・充実に資するもの
- 高次脳機能障害、発達障害等に係る支援に関するもの
- 市町村合併に対応した地域組織の強化に関するもの
- 地域住民による障害者自立支援システムの構築に関するもの
- 情報コミュニケーション支援のための調査研究・試行的事業
- その他障害者自立支援の拡充・強化に資するもの

#### (4) 補助基準額等

##### ア 補助基準額

1事業当たり2,000万円以内を基本とする。

※ 事業を効果的に実施する上で特に必要と認められる場合は、この限りではない。

##### イ 補助率

定額 10/10相当

<参考> 総事業費 25億円(18年度予算額 5億円)

#### (5) 留意事項

ア 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として対象としない。(詳細は別途提示)

- ① 単年度で終了しない事業
- ② 前年度からの継続事業(新たに展開する部分があれば、当該部分に限り対象となりうる。)
- ③ 他の補助制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止(一般財源化)された事業並びに地方自治体の補助事業で実施していた事業
- ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
- ⑤ 事業の大部分が設備、備品購入費等である事業
- ⑥ 営利を目的とする事業

イ 一の実施主体が複数の提案をする場合には、以下の条件を満たすこと。

- ① 内容が十分に検討・精査されたものであること
- ② 仮に提案が全て採択されたとしても適切に実施できること

(6) 執行スケジュール(予定)

平成19年3月下旬 実施要綱案の提示

実施協議の通知

4月上旬 実施要綱の通知

下旬 実施協議の締め切り

5月下旬 評価のための委員会開催

6月上旬 採択・内示

※ 1次協議の状況により、2次協議の実施を検討。

# <企画課地域生活支援室>

## 1 地域生活支援事業について

### (1) 地域生活支援事業の円滑な実施

地域生活支援事業は、障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう住民に最も身近な行政単位である市町村を中心として、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業の実施を可能とし、自治体の裁量が最大限発揮できる仕組みとしているものである。

また、地域生活支援事業は、自治体の創意工夫による効率的・効果的な取組を期待しているところであるが、事業の準備段階から平成18年10月の施行までの期間が短かったこと、障害者、事業者等への周知も十分といえない段階で施行を迎えたことなどから、単に従来の事業内容を引き続き実施している状況も見受けられる。

そのため、自治体の裁量が必ずしも十分に活かされないまま実施されている状況もあることから、平成19年度以降の地域生活支援事業の実施にあたっては、以下の点に留意し、積極的な取組を推進されたい。

#### ア 効率的・効果的な事業の実施について

(ア) 地域生活支援事業は、画一的でなく各自治体の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施することができることとしており、障害者等のニーズを踏まえ、障害者等の地域生活を支援するために必要不可欠な事業の実施に努められたい。

(イ) 移動支援事業、地域活動支援センターなどの必須事業の確実な実施を図るとともに、他の事業についても、現行サービス水準の低下を招かないような取組に努められたい。

(ウ) 介護保険サービスなどの地域における既存の社会資源の十分な活用や、ボランティア活動の積極的な活用など、効率的・効果的な事業の実施を推進すること。



(エ) 地域生活支援事業に係る利用者負担については、自治体の判断によることとしているが、手話通訳の派遣などのコミュニケーション支援事業や、事業を継続して実施している場合など、利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における負担状況等を踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないように十分な配慮をお願いする。

(オ) 地域活動支援センターへ移行した事業者について、就労継続支援事業や生活介護などの個別給付事業への移行が円滑に促進されるよう、引き続き、必要な支援を図られたい。

#### イ 市町村及び都道府県間の調整について

地域生活支援事業は、市町村を中心として、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するものであるが、市町村が事業を円滑に実施できるよう都道府県による必要な助言・情報提供、管内市町村間の調整を図ることが極めて重要であることから、以下の点に留意の上、積極的な支援に努められたい。

(ア) 大都市特例の廃止に伴う市町村及び都道府県間の調整

(イ) 都道府県事業から市町村事業へ移行する事業のフォローアップ

(ウ) 複数の市町村が連携し、広域的に実施できるような助言・指導

(エ) 都道府県が市町村に代わって事業を実施（代行事業）するなどの調整

(オ) 市町村事業の実施状況の把握

#### ウ 福祉ホームの安定的な運営について

福祉ホームは、現に住居を求めている障害者に、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与するものとして、市町村及び都道府県が実施することができる事業として位置付けているところであるが、利用者の居住を支援する重要な役割を果たしている事業であることに鑑み、利用者が引き続き安心して居住の場として利用できるよう、財政的な支援も含め、特段の配慮をお願いする。

## (2) 平成19年度地域生活支援事業の国庫補助配分の枠組み

地域生活支援事業は、平成19年度予算(案)において、事業の実施に必要な経費400億円を確保したところである。

平成19年度地域生活支援事業に係る国庫補助の配分については、事業実績割分と人口割分を組み合わせる行うこととしているが、その配分比率は、平成18年度の国庫補助における事業実績を勘案して決定することとしており、市町村及び都道府県に対する国庫補助配分の考え方については、別途、お知らせする予定である。

なお、平成21年度以降の国庫補助配分については、人口に基づく全国一律の基準による配分とする予定である。

## (3) 地域生活支援事業における取組事例の情報提供依頼

今後、市町村及び都道府県が地域生活支援事業に取り組むにあたっては、障害者等のニーズに則した効率的・効果的な事業展開を図ることが大変重要である。このため、自治体の創意工夫による様々な取組事例を紹介し、それらを参考にし、更なる取組が推進されるよう、自治体における事業実施の取組事例を取りまとめた上で、配布することを予定しているところである。

については、都道府県において、地域生活支援事業の取組事例の情報提供について協力をお願いする。

なお、取組事例の内容については、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター、専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業等に関する実施要綱や広報資料等について、少なくとも各事業1自治体の情報提供をお願いしたいと考えており、平成19年3月30日(金)までに障害保健福祉部地域生活支援室地域生活支援事業係に提出をお願いする。

## (4) 地域生活支援事業の実施要綱の改正

平成19年度の地域生活支援事業の実施要綱については、現在以下の改正を予定しているところであり、了知いただくとともに、改正通知を4月以降速やかに発出することとしている。

- ・ 経過的デイサービス事業の廃止
- ・ 経過的精神障害者地域生活支援センター事業の廃止
- ・ 相談支援事業の住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の対象者に身体障害者を加える。

## 2 障害者自立支援対策臨時特例交付金の円滑な実施について

障害者自立支援法は、障害者が地域で普通に暮らせる社会を構築するため、就労移行支援の強化や地域移行を進めるとともに、立ち後れている障害福祉サービスの全国的な均てん化を図るものであるが、今回の改革が抜本的なものであったことから、関係各方面から様々なご意見があったところである。

こうした意見を踏まえ、法の定着に万全を期すための措置として、事業者に対する激変緩和措置及び新法への移行等のための緊急的な経過措置を実施するため、障害者自立支援対策臨時特例交付金を平成18年度補正予算で確保したところである。

本特例交付金による特別対策事業については、市町村及び都道府県において、平成20年度末までの計画を策定した上で、実施していただくこととしているところであるが、お示ししているメニュー事業の円滑な実施に特段の配慮をお願いする。また、本事業は地域の実情に応じて、緊急必要な事業を実施できることとしているところであり、当該交付金の有効活用を図ることにより、地域生活支援事業のより効率的・効果的な実施も可能になるものと考えているので積極的な取組をお願いする。

## 3 障害者に対する情報支援等について

### (1) 障害者IT総合推進事業

情報通信技術（IT）の進展により、障害者の自立と社会参加を推進する観点からも、デジタルディバイド（ITの利用機会の格差）解消の取組については、政府において「IT新改革戦略（平成18年1月19日 内閣官房IT戦略本部取りまとめ）」を策定し、民と官の協力により様々な分野で進められているところである。

障害者の情報通信技術の利用機会の格差是正を図るため、パソコンボランティア養成・派遣事業等のIT関連施策を「障害者IT総合推進事業」として実施しているところであるが、地域においてIT支援の中心となる障害者ITサポートセンター（23都府県・市33か所：平成18年4月1日現在）を拠点とした、より一層の事業の充実をお願いしたい。

## (2) 視聴覚障害者への情報提供体制

ア 視聴覚障害者に対する情報支援、コミュニケーション支援については、より一層の充実が求められているところであり、「IT新改革戦略」においても情報アクセス及びコミュニケーションのユニバーサル化が目標とされているところである。

とりわけ、聴覚障害者に対する情報支援等の地域における拠点となる聴覚障害者情報提供施設の設置については、「障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）」及びIT新改革戦略に基づく取組をまとめた「重点計画－2006（平成18年7月26日内閣官房IT戦略本部取りまとめ）」において、全都道府県における整備を促進することとされている。

しかしながら、現状では全国で35施設（政令市等を含む）の設置に留まっており、未だ聴覚障害者情報提供施設が設置されていない道府県においては、具体的な整備計画を早急に検討されるよう重ねてお願いしたい。

イ これまで、聴覚障害者が利用する字幕入りビデオカセットテープの製作にかかる著作権処理については、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターと著作権権利者等との契約により、窓口を一元化すること等を条件に、全国の聴覚障害者情報提供施設における製作についても包括契約で処理されており、かつ、通常よりも安価な著作権料となっているところである。

今般、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターと著作権権利者等との調整の結果により、今後は①DVD等のデジタル方式による記録媒体への複製許諾、②聴覚障害を有する難聴者・中途失聴者等についても貸出の対象とする、③聴覚障害者が主な参加者である大会における上映許諾、の契約変更が行われたところである。

これらにより、従来からのビデオカセットテープに加え、DVDによる製作・貸出が可能となる等、利用者である聴覚障害者等からの要望に添った業務が可能となるので、「字幕入り映像ライブラリー事業」の積極的な実施をお願いするとともに、関係者等への周知方についてもお願いしたい。

なお、著作権に係る契約内容の詳細については、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに問い合わせ願いたい。

【問い合わせ先：電話03-3356-1609、メールアドレス iccd@jyoubun-center.or.jp】

### (3) 盲ろう者向け福祉施策

視覚及び聴覚に障害を併せもつ盲ろう者に対する施策として、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を実施しているところであるが、未だすべての都道府県において実施されるに至っていない現状にある。

未実施の道県におかれては、地域の盲ろう者の実態把握を早急に行い、本事業の実施に向けた具体的な検討をお願いしたい。

なお、厚生労働省においては、地域における盲ろう者福祉の啓発等の事業を社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託し実施してきたところであるが、平成19年度予算では、新たに、派遣事業の全都道府県での実施を図るための調査研究を実施する予定であるので、了知願いたい。

### (4) 視聴覚障害者に対する行政情報の提供

障害者への行政情報の提供にあたっては、福祉分野のみならず、様々な分野において、ご配慮いただいているところであるが、とりわけ情報入手が困難な視聴覚障害者への情報提供に際しては、点字、音声、手話等を用いるとともに、情報機器等を活用した円滑な情報提供に努められるようお願いしたい。

なお、紙面上の活字文書を音声に換えて情報伝達することを可能にする「SPコード」については、コード化するためのソフト（Microsoft word用）がインターネット上 (<http://www.sp-code.com/support/support.html>) で無償配布されているので、積極的な活用をお願いするとともに、管内市町村への周知方についてもお願いしたい。

また、聴覚障害者に対する情報提供については、通信技術や機器の向上により、映像を介した情報提供が始まっているため、積極的な活用をお願いしたい。

#### 4 身体障害者補助犬法について

昨年「身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会」を開催し、議論を重ねた結果、身体障害者補助犬法施行後3年が経過するが、補助犬に関する知識がないことから、受け入れが拒否される事例が多いなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況であり、まず実効性のある普及啓発活動を行うことが最優先課題であるとの報告を受けたところである。

厚生労働省としては、補助犬に関する国民の理解をより一層促進するため、今般、新しくポスター及びパンフレットを作成し広く配布することを計画しており、配布の際には各都道府県等のご協力をお願いする。

また、各都道府県等におかれては、従来より施設利用の円滑化等に関する広報・啓発等についてのご協力をいただいているところであるが、引き続き、補助犬の普及・啓発についてのご協力をお願いしたい。

なお、超党派の国会議員で構成されている「身体障害者補助犬を推進する議員の会」においては、補助犬の使用者団体等からの要望も受け、次のような検討が行われているところであるので、了知願いたい。

- ① 受入れ拒否に関する苦情の申出に対する対応について
- ② 事業主に身体障害者補助犬の受入れ義務を課すことについて
- ③ 住宅を管理する者に身体障害者補助犬の受入れ義務を課すことについて

#### 5 補装具評価検討会について

補装具評価検討会については、補装具の種目、名称、型式、額等の検討を行い、種目等の採り入れの円滑化や価格の適正化に資すること等を目的として、昨年11月に障害保健福祉部長の下に設置したところである。

本年1月より関連事業者等から新規種目の採り入れや廃止等の要望受付を行い、本検討会において検討を行う予定である。

なお、今後は、検討結果を踏まえ、厚生労働省告示等に反映できるものは採り入れていくこととしている。

## 6 障害者スポーツ・文化芸術活動の推進について

### (1) 障害者スポーツの推進

障害者スポーツに対する国民各層の理解と関心は年々高まりをみせており、現在では、全国各地で数多くのスポーツ大会やスポーツ教室が開催されており、また、昨年3月に開催されたトリノパラリンピックでは、金メダル2個、銀メダル5個、銅メダル2個を獲得し、先月開催された冬季デフリンピック大会においても、金メダル3個、銅メダル1個を獲得する等、わが国選手団の活躍は国民に深い感動と勇気を与え、障害のある方々の能力と可能性が広く社会に示されたところである。

各都道府県等におかれては、財団法人日本障害者スポーツ協会が中心となって進めている競技選手の育成強化、指導員の養成事業等の実施について、各都道府県障害者スポーツ協会等に対し、必要な支援・協力をお願いするとともに、各障害者スポーツ関係団体との十分な連携を図り、障害者スポーツの一層の推進に努められたい。

併せて、スポーツが障害者の生活をより豊かにするという視点に立って、障害者がスポーツに取り組む環境の一層の向上についてもご配慮をお願いする。

### (2) アンチ・ドーピング活動の推進

平成17年10月19日、第33回ユネスコ総会で「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」が採択されたことを受け、先般、同規約の受諾に関する閣議決定（平成18年12月26日）が行われたところである。

障害者スポーツにおいても競技者の健康、フェアプレーの原則、不正行為の撲滅等を目指し、平成19年度から財団法人日本障害者スポーツ協会を通じて、ドーピングの防止に係る普及・啓発、教育・研修及びドーピング検査の実施等の活動を支援することとしたので、各都道府県等におかれては、普及・啓発等について、特段のご配慮をお願いする。

### (3) 障害者スポーツ大会の開催

#### ア 全国障害者スポーツ大会の開催

(ア) 平成19年度においては、全国障害者スポーツ大会を次のとおり開催する予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣等についてご配慮をお願いする。

なお、当該大会における各都道府県・指定都市の個人競技参加枠割当数は、別紙1のとおりである。

また、選手団の参加申込期限は、秋田県国体・障害者スポーツ大会局大会総務課障害者スポーツ大会運営班宛、平成19年6月29日必着としているので、競技運営計画や宿泊・輸送計画の円滑な策定に支障を来さないよう、期限の遵守についてよろしくをお願いする。

#### ○第7回全国障害者スポーツ大会(秋田わか杉大会)

開催期間：平成19年10月13日(土)～15日(月)

開催地：秋田県 秋田市、能代市、横手市、由利本荘市、にかほ市、三種町、五城目町

主催：厚生労働省、(財)日本障害者スポーツ協会、秋田県 他

(イ) 第8回全国障害者スポーツ大会(平成20年度、大分県)から、精神障害者のバレーボールを正式競技として加えるとともに、内部障害者(膀胱・直腸機能障害者)の参加競技・種目を新たに加える予定(別紙2参照)である。

また、陸上競技、水泳競技についても、競技種目の見直しを予定(別紙2参照)しており、具体的な実施方法等の詳細については、本年4月中に財団法人日本障害者スポーツ協会からお知らせする予定であるので了知願いたい。

#### イ 国際大会の開催

平成19年度においては、国際大会が別紙3のとおり開催される予定であるので、各都道府県・指定都市におかれては、選手団の派遣に係る便宜の提供等について、格段のご配慮をお願いする。



#### (4) 文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動への参加を通じ、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、従来から「障害者芸術・文化祭」を実施しているところである。

平成19年度は、長崎県で開催することとしているが、開催日等詳細については、決定次第連絡する予定であり、その際には、各種作品、演目の募集等についてご協力をお願いすることとなるのでご了承ください。

また、平成20年度以降の開催についても、積極的な検討をお願いしたい。

#### 7 国際障害者交流センターについて

「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、「国連・障害者の十年」を記念する施設であり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、①障害者の国際交流、②重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流活動、③障害者自らが行う文化・芸術の発信など、障害者の様々な活動や支援の拠点となるよう施設全体をバリアフリー化し、障害者だけでなくあらゆる人々にとって利用しやすい施設として建設されたものである。

平成19年度においては、別紙4の事業を実施する予定であるが、これら事業の実施に当たっては、平成18年度と同様、研修事業の周知、参加者の推薦、調査活動へのご協力等をお願いする予定であるので、ご配慮願いたい。

また、障害者関係団体等が行う行事や研修、養護学校における修学旅行等の宿泊先としての活用の他、市民団体、関係機関等にも障害者に対する理解を深めてもらう観点から、本センターを積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。（施設概要は別紙5のとおり）

## 8 手話通訳技能認定試験について

平成18年度の第18回手話通訳技能認定試験は、平成18年9月に学科試験、同年11月に実技試験が行われ、平成19年3月30日（金）に合格者の発表が行われる予定である。

現状を鑑みると、平成17年度までの試験の合格者数の累計は全国で1,561人となっているが、多様かつ複雑化する教育や医療、司法等の場面において、聴覚障害者が必要とする高度な技術を持った手話通訳士の働きに対する期待が更に増している。

また、手話通訳者等の派遣を行うコミュニケーション支援事業を実施する市町村の増加により、事業の中核を担い、指導者的役割を果たすことが出来る手話通訳士の増加が強く望まれている。

このような状況の中、平成19年度の第19回手話通訳技能認定試験は、受験者の経済的負担の軽減及び受験の利便性の向上を図ることにより、手話通訳士を目指す者の増加を促し、もって、手話通訳士のさらなる増加や地域的な偏在傾向の解消を図るという観点から、別紙6のとおり試験実施方法等を改正することとしている。

特に、今回の改正では、学科試験と実技試験を2日間連続で実施するとともに、実技試験の会場を1ヶ所増やすことになるので、十分留意願いたい。

### 第19回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成19年10月7日（日） [会場：東京・大阪・熊本]

実技試験 平成19年10月8日（月・祝） [会場：東京・大阪・熊本]

## (別紙1)

## 第7回全国障害者スポーツ大会 都道府県・指定都市別個人競技参加枠割当数

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	33	46	79	岡山県	14	20	34
青森県	14	23	37	広島県	14	20	34
岩手県	14	22	36	山口県	16	17	33
宮城県	13	22	35	徳島県	9	13	22
秋田県	56	87	143	香川県	10	13	23
山形県	14	19	33	愛媛県	13	17	30
福島県	18	27	45	高知県	9	12	21
茨城県	15	25	40	福岡県	18	26	44
栃木県	12	20	32	佐賀県	9	14	23
群馬県	12	18	30	長崎県	13	20	33
埼玉県	23	38	61	熊本県	16	22	38
千葉県	19	31	50	大分県	17	24	41
東京都	55	77	132	宮崎県	11	17	28
神奈川県	18	28	46	鹿児島県	16	23	39
新潟県	12	18	30	沖縄県	11	17	28
富山県	10	13	23	札幌市	16	22	38
石川県	9	14	23	仙台市	10	17	27
福井県	9	12	21	さいたま市	7	11	18
山梨県	9	12	21	千葉市	7	11	18
長野県	16	23	39	横浜市	15	25	40
岐阜県	14	21	35	川崎市	7	12	19
静岡県	13	21	34	新潟市	7	11	18
愛知県	21	37	58	静岡市	7	11	18
三重県	12	17	29	浜松市	7	11	18
滋賀県	10	16	26	名古屋市	13	20	33
京都府	11	15	26	京都市	13	18	31
大阪府	27	41	68	大阪市	18	24	42
兵庫県	32	47	79	堺市	8	12	20
奈良県	11	16	27	神戸市	23	32	55
和歌山県	11	14	25	広島市	9	13	22
鳥取県	8	11	19	北九州市	10	15	25
島根県	9	13	22	福岡市	9	14	23
				合計	942	1,398	2,340

第8回全国障害者スポーツ大会 競技・種目改正概要

- 1 新たな障害者の競技・種目導入
  - 1) 精神障害者  
バレーボール
  - 2) 内部障害者(膀胱・直腸機能障害)の種目導入
    - ① 陸上競技(走競技、跳躍、投てき)
    - ② フライングディスク
    - ③ アーチェリー
  
- 2 種目の導入・廃止等
  - 1) 陸上競技
    - ア) 新種目の導入  
ジャベリックスロー
  
    - イ) 廃止の種目
      - ① 障害急歩
      - ② 60m走 5000m走
      - ③ 三段跳び
      - ④ ハンドボール投げ やり投げ
      - ⑤ スラローム1
  
    - ウ) 改正  
スラローム
  
    - エ) その他  
障害及び年齢区分ごとの参加種目の見直し
  
  - 2) 水泳
    - ア) 廃止の種目  
個人メドレー種目全部
  
    - イ) その他  
障害及び年齢区分ごとの参加種目の見直し

平成19年度障害者スポーツ国際大会の開催予定

- 第3回IBSA（国際視覚障害者スポーツ協会）世界選手権大会  
開催期間：平成19年7月28日（土）～8月8日（水）  
開催地：ブラジル、サンパウロ  
主催：国際視覚障害者スポーツ協会、開催国組織委員会
  
- 2007 IWAS（国際車いす・切断者スポーツ連盟）世界選手権大会  
開催期間：平成19年9月9日（日）～9月19日（水）  
開催地：台湾、台北  
主催：国際車いす・切断者スポーツ連盟、現地組織委員会
  
- 第5回INAS-FID（国際知的障害者スポーツ連盟）世界卓球選手権大会  
開催期間：平成19年10月29日（月）～11月4日（日）  
開催地：千葉県千葉市  
主催：日本知的障害者卓球連盟  
INAS-FID世界卓球選手権大会組織委員会
  
- 第1回パワーチェアフットボールワールドカップインジャパン  
開催期間：平成19年10月8日（月）～10月13日（土）  
開催地：東京都江東区  
主催：日本電動車椅子サッカー協会

平成19年度国際障害者交流センター事業計画

1 災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

災害発生時、障害者に対するきめ細かな救援・支援活動をサポートするボランティアリーダーの養成を行う。

実施時期 平成19年7月・11月 2回

研修期間 3日間/回

募集人員 30人/回

2 障害関係福祉情報等提供事業

以下に掲げる方法により、ビッグ・アイにおいて開催される各種行事の開催予定、障害者支援団体に関する情報の提供等を行う。

(1) ホームページの運用

当センターの紹介、アクセス、事業案内を始め、障害者団体が開催する障害者の芸術・文化事業等の情報を、当センターのホームページ (<http://www.big-i.jp/>) を通じて提供する。

(2) メールマガジンの発信

当センターの主催事業をはじめ、全国の都道府県及び関係団体、障害者グループの芸術・文化活動の情報などを、メールマガジン（お問合せ <http://www.big-i.jp/otoiawase/>）を通じて提供する。（2ヶ月毎に配信）

(3) ビッグ・アイ インターネット美術館の運営

障害者の作成した絵画、イラストなどを募集し、当センターのホームページに開設しているインターネット美術館 (BiG-i Museum) (<http://big-i.jp/museum/>) に掲載する。

(4) 情報誌「ビッグ・アイ」の発行

障害者の芸術活動に関する国内外の情報、当センターの紹介・事業報告などを掲載した情報誌「ビッグ・アイ」を発行し、全国の障害者団体・施設等へ配布する。（年2回発行予定）

(5) 障害児の作品展

養護学校などの作品を中心にパネル展を開催する。

実施時期 平成20年2月（予定）

(6) 障害者の社会参加に関する相談

障害者が自ら行う国際交流、芸術・文化活動、パソコンやインターネットに関すること、及びその他障害者の社会参加に関する分野に対して助言・指導等を行うとともに、これらの相談に応えられるよう関連情報の収集や関係団体との連絡調整に努める。

(7) 障害者対応パソコンによる情報提供や操作指導

障害者対応パソコン及び周辺機器を操作体験しながら、様々な情報収集ができるよう操作指導を行う。

(8) コミュニケーション機器等の常設展示

「情報と交流」を展示コンセプトとして、障害者の情報収集や交流活動に欠かせない意思伝達装置等のコミュニケーション機器を中心に展示し、また、生活支援に必要なバリアフリー器具として食事用具も併せて展示する。

(9) 施設の広報やイベント、研修案内などの情報発信

当センターのパンフレットや行事案内を始め、障害者関連の情報誌等を常置し、来館者への情報提供に努める。

### 3 障害者芸術・文化活動支援事業

(1) 調査研究事業

障害者の芸術・文化活動に関する情報を収集するため、全国の障害者団体に対して調査を行う。

(2) 芸術・文化活動支援事業

障害のある方もない方も、共に一つの空間を共有し相互理解を深めるため、芸術文化活動の一つの手法とし講演会・コンサート・映画上映・演劇・ワークショップなどを開催し、障害者の芸術・文化活動の充実・振興に努めるとともに、障害者の社会参加の促進に努める。

(3) バリアフリーアートアカデミーの開催（年3回実施予定）

実施時期 平成19年8月・20年2・3月

### 4 国際交流事業

国内外の障害者団体や障害を克服して活躍している方との交流等を実施し、海外の障害者との相互理解を深めるとともに、国際交流を推進する。

実施時期 平成19年12月（予定）

## 国際障害者交流センターの概要

### 1 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)

### 2 所在地

大阪府堺市茶山台1-8-1 (泉北ニュータウン泉ヶ丘地区)  
(JR新大阪駅から地下鉄御堂筋線・泉北高速鉄道経由で約55分、  
泉ヶ丘駅下車徒歩3分)

### 3 施設規模

地上3階地上1階建 (敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

### 4 主な施設内容

○多目的ホール

[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席最大約300席)]

○宿泊室 35室 (洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)

○大・中・小会議室、バリアフリープラザ (情報・相談コーナー)

○レストラン (50席)、駐車場

### 5 障害者のための特別な機能

○大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳設備を設けた多目的ホール

○館内自動音声案内設備

○広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

○文字言語の画面表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

○光点滅式避難誘導設備 等

### 6 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL : 072-290-0900 FAX : 072-290-0920 URL : <http://big-i.jp/>



## 手話通訳技能認定試験実施方法等の改正

	平成18年度実施	平成19年度実施(予定)
試験方法及び試験日	2段階方式 ・学科試験 9月24日(日) ・実技試験 11月26日(日)	連続方式(連続する2日間) ・学科試験 10月7日(日) ・実技試験 10月8日(月・祝)
試験科目及び試験方式	学科試験【4科目】 ・障害者福祉の基礎知識 ・聴覚障害者に関する基礎知識 ・手話通訳のあり方 ・国語	同 左
	実技試験 ・聞き取り通訳試験 (音声による出題を手話で解答) 2問 ・読み取り通訳試験 (手話による出題を音声で解答) 2問	同 左
学科試験の合格基準	学科試験 次の2つの条件を満たした者を学科試験の合格者とする。 ア 全ての科目において得点があり、かつ、4科目の総得点の60%程度を基準として、必要に応じて問題の難易度で補正した点数以上の得点を得た者。 イ アを満たした者のうち、「国語」の科目において、60%以上の得点を得た者。	同 左
試験会場	学科試験 東京・大阪・熊本(3会場) 実技試験 東京・大阪(2会場)	学科及び実技試験 東京・大阪・熊本(3会場)
受験資格	ア. 学科試験 20歳(受験日の属する年度の3月末日までに20歳に達する者を含む。)以上の者。 イ. 実技試験 学科試験の合格者とする。なお、学科試験の合格者は、当面、合格年度から2年間受験できるものとする。	ア. 学科試験 同 左 イ. 実技試験 当該年度の学科試験受験者。なお、前年度の学科試験合格者は、当面、受験できるものとする。
合格発表及び公表方法	学科試験発表 試験の1ヶ月後 実技試験発表 3月31日	発表 1月下旬
受験者募集	試験案内配布 4月上旬 願書受付 5月上旬～6月末日	同 左

※ゴシック体は、改正事項